

議案第13号

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正について

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口北児童クラブ及び大口西児童クラブの定員を見直すこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

大口町放課後児童クラブ条例（平成27年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の表大口北児童クラブの項中「60名」を「110名」に改め、同表大口西児童クラブの項中「40名」を「45名」に改める。

第4条第1項ただし書中「第2項」を「次項」に改める。

第8条の見出しを「（利用料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

7 町長は、利用料のほかに、おやつ等に係る実費を別に徴収することができる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の表大口北児童クラブの項の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

大口町放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第3条 児童クラブの名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目258番地 (大口南児童センター内)	40名	大口南児童クラブ	大口町御供所三丁目258番地 (大口南児童センター内)	40名
大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目258番地 (大口北小学校内)	110名	大口北児童クラブ	大口町中小口三丁目258番地 (大口北小学校内)	60名
西っ子ファミリー	大口町余野六丁目439番地 (大口西児童センター内)	40名	西っ子ファミリー	大口町余野六丁目439番地 (大口西児童センター内)	40名
大口西児童クラブ	大口町余野六丁目440番地 (大口西小学校内)	45名	大口西児童クラブ	大口町余野六丁目440番地 (大口西小学校内)	40名
(開設時間等)			(開設時間等)		
第4条 児童クラブの開設時間は、小学校の授業終了後から午後6時30分までとする。ただし、 <u>次項</u> 及び第3項で規定する期間を除く。			第4条 児童クラブの開設時間は、小学校の授業終了後から午後6時30分までとする。ただし、 <u>第2項</u> 及び第3項で規定する期間を除く。		
2～5 略 <u>(利用料等)</u>			2～5 略 <u>(利用料)</u>		
第8条 略			第8条 略		
2～6 略			2～6 略		
7 <u>町長は、利用料のほかに、おやつ等に係る実費を別に徴収することができる。</u>					

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

大口北児童クラブ及び大口西児童クラブの増築工事等に伴い、受け入れ可能な児童数の定員を変更すること及びおやつ等に係る実費を公金として徴収することに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 定員の変更（第3条関係）

大口北児童クラブの増築により定員を50名増員し110名に、大口西児童クラブの改修により定員を5名増員し45名に変更するものです。

(2) 実費徴収の追加（第8条関係）

「放課後児童クラブ運営指針」の策定について（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、放課後児童クラブにおける育成支援の内容におよびの提供や製作活動等が示されていることから、新たにこれらの業務を本町の児童クラブの業務と捉え、おやつ等に係る実費を公金として徴収できる規定を加えるものです。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。ただし、第3条の表大口北児童クラブの項の改正規定は、平成29年7月1日から施行します。